

せいかつ ほ ご そうだん
生活保護相談のしおり

～ ^{けいざいてき}経済的に^{こま}お困りのみなさんへ ～

すおうおおしまちょうふくしじむしょ
周防大島町福祉事務所
すおうおおしまちょうやくばけんこうふくし ぶ ふくし か
(周防大島町役場健康福祉部福祉課)

も く じ

ページ

1	せいかつ ほ ご 生活保護とは	3
2	せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ	3
3	せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類	4
4	ほ ご ひ しきゅう 保護費の支給	5
5	ほ ご ひ つか かた 保護費の使い方	5
6	ち く たんとういん やくわり ケースワーカー（地区担当員）の役割	5
7	せいかつ ほ ご き 生活保護の決まりごと	5
8	せいかつ ほ ご ようけん 生活保護の要件	6
9	せいかつ ほ ご しんせい てつづ 生活保護申請の手続き	6
10	せたい じょうきょうちょうさ 世帯の状況調査	7
11	ほ ご けつてい 保護の決定	8
12	ほ ご けつてい ふふく 保護の決定に不服があるときは	9
13	ほ ご じゅきゅうちゅう た せいど 保護受給中のその他の制度	9
14	せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど しょうかい 生活困窮者自立支援制度の紹介	9

1 生活保護とは

病気やけが、失業、障害、思いがけない事故などによって収入が減ったり、その他さまざまな事情で生活に困ったりしたときに、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その方の自立を助長するのが、生活保護の制度です。

2 生活保護のしくみ

保護を受けることができるかどうかは、国が定める保護基準に基づいて算定した最低生活費*1と収入*2および活用できる資産*3を比べて判断します。その場合、世帯（同居している人や生計を同一にしている人すべて）を一つの単位として最低生活費や収入および活用できる資産を算定します。

世帯全体の収入および活用できる資産が最低生活費よりも少ないときは、その不足分だけが保護費として支給されます。保護費は、同じ世帯で生活する方々の人数や年齢、状態、収入の状況によって変わります。また、在宅・施設・入院等、生活の状況によっても保護費は変わります。

*1 最低生活費とは？ 世帯員の食費・被服費・水道光熱費などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費などをあわせたもので、国が定めた基準により計算されます。

*2 収入とは？ 働いて得た収入、年金、手当、仕送り、保険金、財産収入、臨時収入など。このうち、働いて得た収入には必要な経費などについて一定の額を差し引いたうえで、最低生活費と比べることになります。また、中には収入として認定しないものもあります。

*3 活用できる資産とは？ 預貯金、すぐに売却することのできる貴金属・有価証券・自動車・不動産など。

生活保護が受けられる場合

最低生活費				
				不足分を支給
収入・活用できる資産				保護費

※収入・資産等が最低生活費を下回っているので、保護の対象となります。

生活保護が受けられない場合

最低生活費				
収入・活用できる資産				

※収入・資産等が最低生活費を上回っているため、保護の対象となりません。

3 生活保護の種類

生活保護には8つの扶助があり、世帯の実情に合わせて必要な扶助を行います。

生活扶助 食費、被服費、電気料金、ガス料金、水道料金などの日常生活費

教育扶助 義務教育に必要な学用品費、教材費、給食費、学級費、部活動などの費用

住宅扶助 家賃、地代、家の簡単な修理などの費用（福祉事務所が必要と認めたものに限る）

医療扶助 病院や診療所などにかかる時の費用、補装具（眼鏡、コルセットなど）の費用、移送費（通院にかかる交通費、福祉事務所が必要と認めたものに限る）

介護扶助 介護保険における介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費、移送費

出産扶助 出産に必要な費用

生業扶助 技能の習得や仕事に就くために必要な費用のほか、高等学校就学に必要な学用品費、交通費、教材費、学級費、部活動などの費用

葬祭扶助 葬儀に必要な費用

※喪主等が生活保護を受給している場合、または、身寄りが全く無いために第三者が葬儀を行った場合に限る。

早期に就労による保護脱却が可能な者で、要件に当てはまる熱心な求職活動を行う者に対しては、上記の扶助に加え、就労活動促進費（月額：5,000円、原則6か月以内）が支給されます。

就労又は進学により生活保護が廃止となる場合には、以下のような給付金が支給されます。

就労自立給付金 安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった者へ、前6か月間の就労収入額等に応じて、2万円以上15万円以下を支給します。

進学準備給付金 高等学校等を卒業し大学等へ進学することが確実な者で、転居する者へは30万円、その他の者へは10万円を支給します。

4 保護費の支給

保護費は、原則として、口座払いにて、毎月5日にその月の1月分がまとめて支給されます。5日が土・日・祝祭日の場合はその前の平日に支給されます。

保護費の額は、世帯状況・収入などにより変更されます。変更があれば「保護決定通知書」を送付しますが、変更がない場合は「保護決定通知書」は送付しません。

また、保護費の中には、家賃や介護保険料、小中学校の給食費など、ご本人に代わって、直接、債権者（大家さんや役場、学校など）に支払うものもあります。

なお、移送費やおむつ代など、翌月以降に支給するものもあります。

5 保護費の使い方

生活保護の8つの扶助については、先に説明しましたが、それぞれの扶助のために支給される保護費は、必ずその目的にそって使っていただくことになります。保護費を目的外に使用した場合は、保護費を不正に受給したとみなすことがあります。

保護費は、健康で文化的な最低限度の生活を維持していくために支給するものです。生活を圧迫するような浪費や無理な貯蓄はせず、計画的に使うことが求められます。

また、将来の自立のためなど、正当な使用目的があって、保護費をやり繰りして貯蓄した場合は、預貯金の保有を認める場合があります。

6 ケースワーカー（地区担当員）の役割

生活保護が開始されると、世帯の自立に必要な援助をするために、ケースワーカー（地区担当員）が定期的または必要に応じて家庭を訪問します。

日常生活の様子や健康状態などについてお聞きしたり、必要に応じて助言や指導をしたりしますが、これは生活保護を受けている家庭の生活の向上や、保護を正しく行うためのものです。何か困ったことや、わからないことがあるときは、ケースワーカーが相談に応じます。生活保護制度のみならず、他の様々な法律や制度を活用し、他の関係機関とも協働し、問題の解決に努めていきます。

個人の秘密は固く守られますので、安心して相談することができます。

7 生活保護の決まりごと

生活保護を受給している間は、生活保護を正しく受けていただくために守っていただかなければならない禁止事項や義務があります。また、原則として自動車の保有・借用・運転は認められていません。

【生活保護で自動車保有・借用・運転等を原則として認めない理由】

- ※ 特別な事情がある場合は自動車の保有・運転等を認める場合があります。

- 6 -

う正確に情報をお伝えするため、面接での相談を重視しておりますので、福祉事務所
又は各総合支所へお越しいただくか、ケースワーカーによるご自宅への訪問をさせてい
たきます。各総合支所での面接又はご自宅への訪問を希望される場合は、事前に福祉
事務所へ電話にてご予約ください。

(2) 申請

申請に必要な書類の様式は、福祉事務所の窓口及び各総合支所の窓口で常時置いてあ
りますので、どなたでも、ご自由にお持ち帰りいただけます。また、相談の際にケースワ
ーカーがお渡しすることも可能ですので、お申し出ください。

申請は、生活保護を受けようとする世帯のご本人やそのご家族（夫婦・親・子・兄弟
姉妹の關係にある方）にさせていただきます（急迫した状況にある場合を除く）。生活
保護の要件（前ページの8）を満たしていなくても、申請はできますが、生活保護が受け
られるかどうか（生活保護が開始となるか却下となるか）は、申請後に世帯の状況をさら
に詳しく調査させていただき、収入および活用できる資産と最低生活費とを比較し、
生活保護の要件を満たしているかを確認した上で、決定します。

【申請に必要な書類】

保護開始申請書、収入申告書、資産申告書、同意書（世帯全員分）

【世帯の状況調査のために必要な資料】

全ての預金通帳の写し（直近の預金残高が確認できるもの）、
健康保険証（社保、国保、後期高齢者医療保険）の写し、介護保険証の写し、
各種障害者手帳の写し、自立支援医療受給者証の写し、年金証書の写し、
自動車運転免許証の写し、各種資格の免許証等の写し など

【保護費を支給するために必要な書類】

口座振替申出書

10 世帯の状況調査

生活保護の申請を受け付けたら、福祉事務所は生活保護の決定（開始又は却下等）を
行うために、世帯の状況を調査します。関係機関への調査を行うためには、調査に対
する同意書が必要です。この同意書がなければ、調査を行うことができません、申請を却下
せざるを得ないことがありますので、同意書（世帯全員分）は必ず提出してください。

調査項目は、次ページの（1）～（9）のとおりです（いずれも世帯全員について調査
します）。関係機関へ文書にて照会するものもありますが、申請者等ご本人からの聞き
取り調査をするものもあります。生活保護の決定を、14日（法定期間）以内にできるだ

はやく 行くように努めますので、調査へのご協力をお願いします。

なお、調査で得られた個人情報 は固く守られます。

(1) 生活歴、生活の現状、病状等

(2) 就労収入の有無、金額等

(3) 預貯金の有無、金額等

(4) 生命保険等各種保険の有無、補償内容、解約返戻金の有無

(5) 課税の状況、固定資産の状況、自動車の保有状況等

(6) 各種年金の有無、年金の額、年金保険料の納付状況等

(7) 健康保険(社保、国保、後期高齢者医療保険)の加入状況、保険料納付状況等

(8) その他の法律や制度で受けられる給付等の有無、金額等

(9) 扶養義務者(夫婦・親・子・兄弟姉妹等)の戸籍調査、扶養援助の状況

※扶養援助の状況を確認するため、扶養義務者と面接を行ったり照会文書を送付したりします。しかし、聞き取り調査等の結果によって福祉事務所が「扶養義務履行が期待できない者」と判断する場合には、これを行わないことがあります。ケースワーカーが扶養義務者との交流状況や関係性等について聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

11 保護の決定

世帯の状況調査の結果をもとに、福祉事務所長(健康福祉部長)、福祉課長、生活支援班長、ケースワーカーによるケース診断会議を行い、生活保護の開始・却下等の決定を行います。生活保護法にて、決定は申請から14日以内と決められていますが、調査に日時を要する場合やその他特別な理由がある場合には、30日まで延期することがあります。

生活保護が開始される場合は、申請日にさかのぼって生活保護が適用となります。初めて支給される生活保護費は1月分ではなく、申請日から月末までの日割分となります。また、指定の預金口座への振込にて支給しますが、手続きに時間を要するため、生活保護の開始が決定されてから約一週間後になります。

原則、医療扶助も申請日からの適用となりますので、申請日以降の医療費は福祉事務所が負担することとなります。生活保護を申請してから決定するまでの間の医療費は生活保護が適用されるかどうかは保留している状態ですので、その間に医療機関へ受診する際は、必ず福祉事務所へご連絡ください。

1 2 保護の決定に不服があるときは

保護の決定の内容について、納得できず不服があるときは、福祉事務所長の決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、山口県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

1 3 保護受給中のその他の制度

生活保護を受けている間、次の制度が利用できます。いずれも手続きが必要です。

- (1) 固定資産税の減免
- (2) 国民年金保険料の免除
- (3) NHK放送受信料の免除
- (4) 各種証明書（住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、所得納税証明書等）の発行手数料の免除
- (5) 通勤用のJR定期乗車券の割引

1 4 生活困窮者自立支援制度の紹介

生活困窮者への支援策として、生活保護制度の他に生活困窮者自立支援制度があり、周防大島町では、自立相談支援事業、住居確保給付金を行っています。この制度は、生活保護に至る前の段階で支援を行うことにより、より早く困窮状態から脱することを目的としています。

(1) 自立相談支援事業

生活に困窮されている方等からの相談に応じ、その方の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげると共に、就労支援を行います。

(2) 住居確保給付金

離職等により住居を失った又は失うおそれがある、生活に困窮されている方で収入等が基準額以下の方に対し、家賃をその方に代わって大家さん等に直接支払う方法で家賃相当額を支給します。但し、期限があります。

す お う おおしまちょうふくしじむしょ
周防大島町福祉事務所
す お う おおしまちょうやくばけんこうふくしふふくしか
(周防大島町役場健康福祉部福祉課)

じゅうしょ
住 所：〒742-2806

すお う おおしまちょう おおあざにしあげのしょう
周防大島町大字西安下庄3920-21 たちばなケアプラザ^{ない}内

TEL：0820-77-5509 FAX：0820-77-5111